

# [ 万が一、雨漏りが発生したら・・・ ]

(事業者様が事故の申請手続きをする場合)

1. 事象の確認	住宅取得者様から雨漏りの連絡を受けたら、訪問して事象の確認をして下さい。
2. 受付窓口へ連絡	都道府県毎に、受付窓口(HPのお問い合わせを参照下さい)がありますので、事故の連絡をして下さい。
3. 現地確認の実施	建築士の資格をもった損害調査員が、現地にて事象の確認を行います。
4. 保険事故報告	保険対象の可能性があると判断された場合、補修の範囲や工事見積等と併せ、保険事故報告書を受付窓口へ提出して下さい。
5. 支払可否の判断	弊社は、現地確認結果と保険事故報告書に基づき、支払対象となるかの判断と内容の査定を行います。
6. 補修工事の開始	査定後、受付窓口から補修工事の着工了解の通知が発行されます。これをもって、補修工事を開始して下さい。
7. 補修工事完了	工事完了後、施工写真と保険金請求書類を受付窓口へ提出して下さい。
8. 保険金支払	提出された保険金請求書類等に基づき、指定口座へ保険金をお支払いいたします。

## ◎ 保険金支払い例 (新築一戸建の場合)

雨漏りの補修費用が  
100万円となった場合

$$\begin{aligned} \text{保険金支払額} &= (\text{補修費用} - \text{免責額}) \times \text{縮小填補割合} \\ &= (100\text{万円} - 10\text{万円}) \times 80\% \\ &= 72\text{万円} \end{aligned}$$

※差額の28万円は、自己負担になります。



現地確認状況

